

「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)」(素案)について

◎ 趣 旨

「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」(素案)の内容について審議いただくもの

1 策定の目的

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、高齢者を取り巻く環境の変化や、これまでの取組における課題のほか、市民ニーズや地域課題・特性等を踏まえながら、高齢者の健康づくり、介護サービス提供基盤の充実など必要となる施策・事業に円滑に取り組むことができるよう、地域療養支援体制の着実な整備など、本市がこれまで構築してきた「地域包括ケアシステム」の今後の深化・推進を目指し、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに計画を策定する。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画 ※介護保険事業計画と一体的に策定
- ・ 介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画 ※3年ごとに策定

(2) 地域包括ケア計画としての位置づけ

介護保険法に規定する国の「基本指針」に即した「地域包括ケア計画」としての位置付け

(3) 関連する計画との連携

- ・ 宇都宮市総合計画の分野別計画(健康・福祉分野)に掲げる基本施策を実現するための基本計画
- ・ 栃木県保健医療計画(7期計画)・栃木県高齢者支援計画(7期計画)との整合を図る。
- ・ 関連計画における高齢者に関する施策・事業との連携を図る。

3 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

4 策定経過

平成29年 8月～ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
(委員会3回, 作業部会3回開催)

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催(2回開催)

5 計画の内容・特徴

(1) 内 容

- ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（素案）」【概要版】・・・**別紙1**のとおり
- ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（素案）」・・・**別紙2**のとおり

(2) 特 徴

ア 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた新たな計画

本市ではこれまでも、地域療養支援体制の整備や認知症高齢者対策、介護予防事業などに先駆的に取り組んできたところであり、ネットワーク型コンパクトシティの形成と一体的にこれらの事業を体系化し、「地域包括ケアシステム」の将来像や施策の方向性を盛り込んだ計画で、「地域包括ケア計画」の位置付けとし、医療・介護・福祉のいずれの分野でも更なる促進を図ることとした。

- ・ 国が示す5つの取組分野（「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」）に、「医療・介護連携」「認知症対策」を加えた、本市独自の7分野による取組
 - ・ 高齢者の生活を支えるサービス提供主体への支援や高齢者が気軽に外出できる環境の整備
 - ・ 壮年期から高齢期までの身体状況に応じて取り組むべき内容の整理
- ⇒ 上記を反映した2025年（平成37年）の地域包括ケアシステムのイメージを明示

【主な取組】

- 高齢者外出支援事業の推進
- 地域包括支援センターの運営・機能強化
- 生活支援体制整備事業の推進
- 気軽に外出できる環境整備の推進
- 地域療養支援体制の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 認知症初期集中支援チームの設置・稼働

イ 将来の医療・介護需要への対応

高齢化等による今後の医療需要にも対応できるよう、本計画では、従来の計画期間内の介護サービス量の需要推計だけではなく、栃木県が策定する医療計画との整合を図り、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えた内容とした。

ウ 全体を見通せる計画構成

地域包括ケアシステムとの繋がりを意識し、毎日の健康づくりから地域での支え合い、介護サービスを経て在宅福祉や権利擁護に至るまでの流れを反映した基本目標を設定（自助から公助まで）したほか、本市ならではの取組を紹介するコラムを設けた。

6 進行管理

宇都宮市社会福祉審議会において、計画の進捗状況を検証・評価いただく。

7 今後のスケジュール

平成30年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
	3月	計画の決定・公表